

横手市商工業関係の助成制度 【平成 29 年度版】

◎商業振興支援

- 1. 横手市商い賑わい創出事業補助金 ----- P. 1
- 2. 横手市空き店舗等利活用支援事業補助金 ----- P. 3

◎起業・創業支援

- 3. 横手市起業・創業支援事業補助金 ----- P. 7

◎金融関係支援

- 4. 横手市中小企業等融資あっせん制度（マル横） ----- P. 9
- 5. 横手市中小企業等融資利子補給制度（マル横） ----- P. 10

◎就労・ワークライフバランス支援

- 6. 横手市インターンシップ促進支援事業 ----- P. 11
- 7. 横手市若年者等人財育成・地元定着支援事業 ----- P. 13
- 8. 横手市男性の育児休業取得促進事業 ----- P. 15

◎企業向け支援

- 9. 横手市ものづくり事業化プラン開発支援事業 ----- P. 17
- 10. 横手市中小企業活性化支援事業（課題等解決支援事業） ----- P. 19
- 11. 横手市中小企業活性化支援事業（販路拡大支援事業） ----- P. 21
- 12. 横手市新商品生産による新事業分野開拓者認定事業 ----- P. 23
- 13. IT・ソフトウェア関連企業立地優遇制度助成金 ----- P. 25
- 14. 横手市企業振興条例の助成金・奨励金について ----- P. 27
- 15. 横手市展示会連携 PR 事業 ----- P. 28

◆横手の商工業振興サイトもあわせてご活用ください！◆

横手市のホームページ上に、横手市の商工業振興事業を一目でご覧いただける『横手の商工業振興サイト』を開設しています。市の事業だけでなく、国や県の事業等について掲載しています。ぜひご活用ください！

①横手市ホームページ (<http://www.city.yokote.lg.jp/>)



②『事業者の方へ』というタブをクリック



③ページ左下『横手の商工業振興』のバナーをクリック

横手市商い賑わい創出事業補助金の概要

商業の活性化を図るために、商店街等において、イベント開催等、販売促進につながる取り組みや事業者の資質向上、商店街の魅力向上のために行う研修会の実施などに係る経費の一部を補助します。

平成 29 年 4 月 商工労働課

項目	内 容
補助対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たしている方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の商工会議所、商工会、商店街振興組合、商店街（会）団体、事業者グループ（3店舗以上）等であること。 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号第2条に掲げる営業）に該当しないこと。 ・ その他、市長が認めるもの
対象経費等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売促進につながる事業（商いと結びついたイベントや買い物弱者対策等）を実施する際にかかる経費。 ・ 商業の活性化を目的に事業者の資質向上や商店の魅力向上のために開催する研修会、勉強会、調査研究事業、消費者参加事業等にかかる経費。 <p>※ 広告宣伝費のみや交通費のみなど間接的な事業および備品や資産の購入は対象外とします。</p> <p>※ 販売促進に係る事業について、『景品代』は事業費総額の2/5以内とします。</p>
補助金額等	<p>○補助対象経費の1/2以内。 取り組む事業によって上限額が異なります。事業ごとの上限額は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆販売促進につながる事業：上限30万円 ◆研修などを開催する事業：上限20万円 <p>※ 継続事業は、前年の課題を明確にし、それを解決する事業計画を対象とします。また、<u>継続5年目以上の事業については、補助対象経費の1/3以内、上限20万円とし、継続8年目までを補助対象とします。</u></p> <p>※ 千円未満は切捨てとします。</p>
提出書類	<p>申請者は、補助対象事業に着手する前に「横手市商い賑わい創出事業補助金交付申請書」と以下の書類を商工労働課に提出してください。</p> <p>①事業計画書 ②構成員名簿 ③その他事業に係る写真やチラシなど実績がわかるもの（継続事業のみ）など。</p>
募集期間	平成29年4月3日（月）～4月28日（金）

そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業の実施にあたり、他の補助制度（国・県も含む）の交付を受けた場合は、交付の対象となりません。 ・ 必要に応じて現地調査を行います。 ・ 補助事業は年度内に完了するものが対象となります。
-------	---

補助金申請から交付までの流れ

横手市役所商工労働課

① 申請	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <p>商い賑わい創出事業補助金交付申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。</p> <p>※ 受付は土、日、祝祭日を除きます。</p> <p>※ 必要に応じて現地調査を行います。</p>
② 交付決定	<p>横手市役所商工労働課⇒申請者</p> <p>補助金審査会にて、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。</p>
③ 事業の着手	<p>補助金の交付決定を受けてから事業着手してください。</p> <p>※交付決定前に着手したのものにつきましては交付対象になりません。</p>
④ 実績報告	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <p>事業終了後、代金の支払いが済みましたら、商い賑わい創出事業補助金実績報告書に記入し、以下の必要な書類を添えて提出してください。</p> <p>○実績報告に必要な書類等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業決算書 2. 領収書の写し（宛名は申請者名と一致するようにしてください） 3. 現場写真・チラシ（イベント等の様子がわかる写真や制作したチラシなど実績がわかるもの。）
⑤ 補助金の交付	<p>実績報告書の内容を審査した後、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。</p> <p>※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。</p>

当該補助金の概要及び申請書、実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

商い賑わい創出事業の HP 番号：000001986

横手市空き店舗等利活用支援事業補助金の概要

横手市内の中小企業者等で、ご自身が所有する店舗のイメージアップを図るために実施する店舗内外の改装及びこれらと一体として整備する設備等にかかる費用の一部を補助します。

また、商店街等（※）の空き店舗を活用して、商店街および地域商業の活性化につながる事業を営む中小企業者の方に対して、かかる経費の一部を補助します。

平成 29 年 4 月 商工労働課

※ここでいう「商店街等」とは、概ね商店が10店舗以上集積する地区のことをいいます。また「空き店舗」とは、過去に営業していた実績があり、3ヶ月以上営業が行われていない店舗であり、かつ大型店舗（売場又は営業面積が500平方メートルを超える店舗）及びその入居者でないこと。

【① ご自身の店舗改装等を行う場合】

項 目	内 容
補助対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たしている方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する個人または市内に主たる事業所を有する法人であること。 ・ 大型店舗（売場又は営業面積が500平方メートルを超える店舗）及びその入居者でないこと。 ・ 大企業等のフランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。 ・ 市税を滞納していないこと。
対象業種	<p>小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業などの店舗のうち、市の商業活性化に資すると認められるものが対象となります。</p> <p>ただし、以下の場合は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業 ・ その他市長が不相当と認める事業
対象経費等	<p>個人等が所有する店舗のイメージアップを図るために実施する店舗内外の改築・改装及びこれらと一体として整備する看板設置にかかる費用（デザイン料含む）。</p> <p>長期的な経営計画に基づき、利用客の利便の向上や店舗の販売力の向上を狙えるものを対象とします。</p> <p>※ 一般備品は補助対象経費とみなしません。</p> <p>※ 原則として、横手市外の業者に委託する工事等にかかる経費は補助対象とみなしません。</p> <p>※ 従業員のみが使用するスペースの整備は補助対象とみなしません。</p>
補助金額等	<p>○補助対象経費の1/2以内、上限30万円とします。</p> <p>※千円未満は切捨てとします。</p>

【②商店街等の空き店舗を利用して事業を行う場合】

項目	内容
補助対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たしている方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する個人または市内に主たる事業所を有する法人であること。 ・ 大型店舗（売場又は営業面積が500平方メートルを超える店舗）及びその入居者でないこと。 ・ 大企業等のフランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。 ・ 市内で営業している店舗から空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としていないこと。 ・ 【賃貸借の場合】空き店舗の賃貸契約期間が2年以上であり、かつ、週30時間以上営業を行うこと。 ・ 【賃貸借の場合】空き店舗の賃貸借契約日が補助申請日の2カ月以内であること。 ・ 【購入の場合】空き店舗の購入に係る契約日が平成28年4月以降であること。 ・ 空き店舗の所有者の親族でないこと。 ・ 市税を滞納していないこと。
対象業種	<p>小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業などの店舗のうち、市の商業活性化に資すると認められるものが対象となります。</p> <p>ただし、以下の場合は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業 ・ その他市長が不相当と認める事業
対象経費等	<p>空き店舗を活用して営業を開始する際に必要な店舗内外の改装及び看板設置にかかる費用（デザイン料含む）、店舗の賃借料を対象とします。</p> <p>※ 一般備品は補助対象経費とみなしません。</p> <p>※ 原則として、横手市外の業者に委託する工事等にかかる経費は補助対象とみなしません。</p> <p>※ 従業員のみが使用するスペースの整備は補助対象とみなしません。</p> <p>※ 【賃貸借の場合】敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用は補助対象とみなしません。</p> <p>※ 【購入の場合】空き店舗の購入に係る経費は補助対象とみなしません。</p>
補助金額等	<p>○補助対象経費の1/2以内、上限50万円とします。</p> <p>○秋田県外から移住後1年未満の方は、補助対象経費の1/2以内、上限80万円とします。</p> <p>※千円未満は切捨てとします。</p>

【①・②共通事項】

提出書類	<p>申請者は、補助対象事業に着手する前に「横手市空き店舗等利活用支援事業補助金交付申請書」と以下の書類を商工労働課に提出してください。</p> <p>① 事業計画書 ② 市税納税証明書（県外から移住してこられる方は、横手市の住民票） ③ 見積書（改装費等を補助対象経費とする場合） ④ 店舗の賃貸借契約書の写し（空き店舗を利用して事業を行う場合） ⑤ 図面 ⑥ 完成予想図 ⑦ 事前写真 ⑧ その他市長が必要と認める書類</p>
募集期間	平成 29 年 4 月 3 日（月）～4 月 28 日（金）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改装・開店にあたり、他の補助制度（国・県も含む）の交付を受けた場合は、交付の対象となりません。 ・ 過去に同一店舗で当事業補助金の交付を受けた場合は、交付の対象となりません。 ・ 必要に応じて現地調査を行います。 ・ <u>補助金の交付までが平成 29 年度中に完了する計画であること。</u> <u>（平成 30 年度へ繰り越しや事前交付はできません）</u>

補助金額等について

平成 29 年度中に補助金の交付までが完了する計画であり、補助金額の範囲内であれば、店舗の改装・賃貸料にかかる経費について申請が可能です。

なお、補助率は全て対象経費の 1/2 以内です。

※ 千円未満は切捨てとします。

※ 補助金を平成 30 年度に繰り越すことはできませんので、ご注意ください。

《ケース①》全て改装費に充てたい

◆改装費 150万円 ⇒ 補助金額

既存店 30万円
空き店舗 50万円

《ケース②・空き店舗を活用する場合》全て賃借料に充てたい

◆賃借料 月 25万円 ⇒ 補助金月 12万 5千円 × 4ヶ月 =

50万円

《ケース③・空き店舗を活用する場合》改装費、空き店舗の賃借料に充てたい

◆改装費 100万円 ⇒ 補助金額

30万円

 ◆賃借料 月 10万円 ⇒ 補助金月 5万円 × 4ヶ月 =

20万円

補助金申請から交付までの流れ

横手市役所商工労働課

①申請	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課 空き店舗等利活用支援事業補助金交付申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 ※ 受付は土、日、祝祭日を除きます。※必要に応じて現地調査を行います。</p>
-----	---

②交付決定	<p>横手市役所商工労働課⇒申請者 補助金審査会にて補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。</p>
-------	--

③工事等の着工・備品購入	<p>補助金の交付決定を受けてから工事等の着工をしてください。 交付決定前に着工した工事は交付対象になりません。なお、空き店舗の賃借料については「営業を開始した日の属する月の翌月」から補助対象となります。</p>
--------------	---

賃借料を含む場合

改装のみの場合

④状況報告	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課 【改装費について】 代金の支払い完了後、空き店舗等利活用支援事業補助金状況報告書に記入し、右記の必要な書類を添えて提出してください。（現地調査を行い、改装分の補助金を交付します）</p> <p>【賃借料について】 「営業を開始した日の属する月の翌月」から補助対象となります。毎月、賃借料の領収書の写しと空き店舗等利活用支援事業補助金状況報告書を提出してください。（家賃分の補助金を毎月交付します）</p>
-------	--

<p>申請者⇒横手市役所商工労働課 改装にかかる代金の支払い完了後、空き店舗等利活用支援事業補助金実績報告書に記入し、以下の必要な書類を添えて提出してください。</p>
--

⑤実績報告	<p>《実績報告に必要な書類等》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業決算書 ② 領収書の写し（宛名は申請者と一致するようにしてください） ③ 業者が発行する工事費を証する明細書 ④ 写真（施工後の内部・外部の現状がわかるもの） ⑤ その他市長が必要と認める書類
-------	---

⑥補助金の交付	<p>実績報告書の内容を審査し現地調査を行った後、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。 ※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。</p>
---------	--

※④で補助金の交付が完了している場合は、⑤の提出をもって事業終了となります。

当該補助金の概要及び申請書、実績報告書等の様式については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

空き店舗等利活用支援事業の HP 番号：000001985

横手市起業・創業支援事業補助金の概要

横手市内で新たに起業し、地域商業の活性化につなげる事業を営む中小企業者の方に対して、かかる経費の一部を補助します。

平成 29 年 4 月 商工労働課

項 目	内 容
補助対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たしている方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する個人または市内に主たる事業所を有する法人であること。 ・ 事業計画が明確であり、優れたビジネスプランによる起業であること。 ・ 起業後において横手市内に店舗、事務所等があること。 ・ 市税を滞納していないこと。
対象業種	<p>次に掲げる要件を全て満たしている業種が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業、林業、金融保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所、歯科診療所、風俗営業・性風俗特殊営業、宗教、政治・経済・文化団体等の業種でないこと。 ・ 大企業等のフランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。 ・ 農業者でも農産物の加工品を製造販売する場合は可。また、農業者等がそれ以外の業種で事業を行う場合も可。 ・ その他市長が適当と認める事業
対象経費等	<p>店舗工事費、店舗の賃貸に係る礼金、事業に要する機械等設備費、看板設置費用、駐車場などの外構工事費(不動産取得費は除く)、宣伝広告費、その他事業に要する備品(10万円以上のものが対象)等。</p> <p>なお特殊な事情がない限り、横手市外の業者に委託する工事、または横手市外の業者から購入する備品等は補助対象とみなしません(※県外移住起業者についてはこの限りではありません)。</p>
備品について	<p>本補助金で購入した設備備品は、当該設備備品等の減価償却期間が経過するまでは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません(寄付も不可)。上記に違反した場合は補助金を返却して頂く事になります。また、購入した設備備品には、本補助金により購入したものである旨を記し、備品番号をつけ、台帳を備えるなど適正に管理してください。毎年、商工労働課にて確認作業をいたします。</p>
補助金額等	<p>○ ICT に特化した起業をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費の 1/2 以内を補助(上限 100 万円) ※千円未満切捨て <p>○ 県外から移住して起業をする場合(県外移住起業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費の 1/2 以内を補助(上限 80 万円) ※千円未満切捨て <p>○ 上記以外の起業をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費の 1/3 以内を補助(上限 50 万円) ※千円未満切捨て <p>※ ICT とは Information and Communication Technology の略で「情報通信技術」と訳され、医療・介護・福祉・教育など、あらゆる公共分野への貢献が期待されるものです。ここでいう『ICT に特化した起業』とは、IT 技術を活用し地域課題を解決する事業や、様々な公共分野へ貢献する事業を指します。また自社で開発した IT サービスや、IT が主たる事業と認められる場合も含まれます。</p>
提出書類	<p>申請者は、補助対象事業に着手する前に「横手市起業・創業支援事業補助金交付申請書」と以下の書類を商工労働課に提出してください。</p> <p>① 市税納税証明書(法人にあっては法人登記簿、県外から移住してこられる方は横手市の住民票) ② 事業計画書 ③ 見積書 ④ 付近の見取図 ⑤ 完成予想図 ⑥ 建物写真 ⑦ その他市長が必要と認める書類</p>
募集期間	平成 29 年 4 月 3 日(月)～4 月 28 日(金)

そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・起業・創業に関する他の補助制度（国・県の起業支援補助金等）の交付を受ける場合は、交付の対象となりません。 ・横手市又は商工団体が開催する起業セミナーに参加すること（※県外移住起業者はこの限りではありません）。 ・必要に応じて現地調査を行います。 ・補助事業は年度内（3月末）に完了するものが対象となります。 ・ここでいう県外移住起業者とは、補助金申請時、県外から横手市に移住後1年未満の方をいいます（既に起業しており、本社機能を移転する方も含みます）。
-------	---

補助金申請から交付までの流れ

横手市役所商工労働課

①申請	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課 起業・創業支援事業補助金交付申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 ※受付は土、日、祝祭日を除く ※必要に応じて現地調査を行います</p>
②交付決定	<p>横手市役所商工労働課⇒申請者 補助金審査会にて補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。</p>
③工事等の 着工・備品 購入	<p>補助金の交付決定を受けてから着工（購入）してください。 交付決定前に着工した工事、また購入した備品は交付対象になりません。</p>
④実績報告	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課 工事完了後、代金の支払いが済みましたら、起業・創業支援事業補助金実績報告書に記入し、以下の必要な書類を添えて提出してください。</p> <p>○実績報告に必要な添付書類等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業決算書 2. 領収書の写し（宛名は申請者名と一致するようにしてください） 3. 業者が発行する工事費や備品購入費を証する明細書 4. 写真（施工後の内部・外部の現状が分かるもの。購入した備品など） 5. 備品管理台帳（10万円以上の備品を購入した場合）
⑤補助金の 交付	<p>実績報告書の内容を審査し、現地調査を行った後、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。</p>

当該補助金の概要及び申請書、実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

起業・創業支援事業の HP 番号：000001983

横手市中小企業等融資あっせん制度（マル横）

平成 27 年 4 月 1 日より横手市中小企業等融資あっせん制度（マル横）の拡充を 3 年間延長します。
（平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

【マル横の拡充内容】

- (1) 一般の貸付限度額を 1,500 万円から 2,000 万円に引き上げ
- (2) 利子補給期間を 2 年間から 3 年間に延長
- (3) 1 年以内の据置期間を設定可能

（目的）

中小企業者及び小規模企業者へ融資あっせんを図ることで、企業の安定並びに業界の振興発展に資することを目的とします。

（要綱）

区分	一般事業資金（マル横）	小口事業資金（マル横小口）
対象者	中小企業者及び小規模企業者で、横手市に 1 年以上住所または事業所を有し、現に 1 年以上同一事業を営んでいる市税完納者等	小規模企業者で、横手市に 1 年以上住所または事業所を有し、現に 1 年以上同一事業を営んでいる市税完納者等
資金使途	事業に必要な運転資金及び設備資金	事業に必要な運転資金及び設備資金
限度額	2,000 万円（マル横小口を含む）	1,250 万円（マル横を含む）
貸付期間	10 年以内	10 年以内
貸付金利	年 1.75%以内(平成 29 年 4 月現在) ※3 年間は市が 1/2 を補助	年 1.55%以内（平成 29 年 4 月現在） ※3 年間は市が 1/2 を補助
据置期間	1 年以内（据置期間は元金返済を猶予、利子のみ支払い）	1 年以内（据置期間は元金返済を猶予、利子のみ支払い）
保証料	年 1.9%以内（市が負担します）	年 2.2%以内（市が負担します）

（申込方法）

融資を受けようとする中小企業者等は、「横手市中小企業融資あっせん申込書」により、市内の取扱金融機関（秋田銀行、北都銀行、北日本銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫）の各支店にて申し込みをしてください。横手商工会議所又はよこて市商工会を經由して、横手市が認定いたします。

横手市中小企業等融資利子補給制度（マル横）

（目的）

横手市中小企業融資あっせんに関する条例の規定に基づく融資取扱金融機関から融資を受けた市内中小企業に市が利子の一部補給を講ずることにより、市内中小企業への円滑な融資を図り、もって商工業の振興発展を図ることを目的とする。

（対象者）

横手市中小企業融資あっせん制度により融資を受けた中小企業者および小規模事業者

（補給率）

貸付利率の2分の1

（補給期間）

融資を受けた日より3年間（平成30年4月1日より「2年間」）

（交付申請）

取扱金融機関は、利子補給の交付を申請しようとするときは、中小企業融資あっせんに係る利子補給金交付申請書（様式第1号）に中小企業融資あっせん資金に係る利子補給金計算書（様式第2号）を添えて市長に提出するものとする。

（補給金の交付時期）

【上期】1月1日～6月30日融資分について、9月交付予定

【下期】7月1日～12月31日融資分について、翌3月交付予定

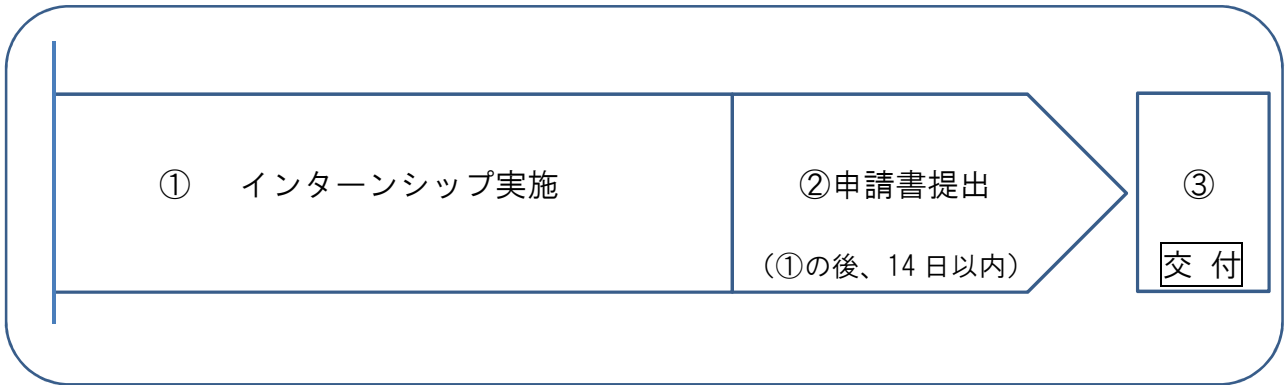
横手市インターンシップ促進支援事業補助金の概要

大学生等（大学生、大学院生、高等専門学校生、短期大学生、専修学校生）の市内企業におけるインターンシップ（キャリア教育の一環として大学生等とともに事業を行うものを含む）の参加を促し、市内企業の魅力の理解と市内企業への就職促進を図るため、インターンシップ研修生が負担した交通費・宿泊費を補助します。

商工労働課

項 目	内 容
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に基づく大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専修学校に在籍している方
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・横手市内の事業所（※）でインターンシップを行うこと ・入社予定社員向けの事前研修の一環として行われるものではないこと ・平成30年3月31日までにインターンシップが終了すること <p>※ただし、官公庁または風営法に定める営業を行う事業所は対象外となります。</p>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップの実施にあたり、研修生が負担した以下の経費 ①研修生の居住地から事業所までの往復交通費（公共交通機関を使用する場合に限る） ②インターンシップ実施期間に滞在する市内宿泊施設の宿泊費（前後泊も含む） <p>※インターンシップの実施にあたり、国、県その他における同内容の補助、助成等を受けたものは対象外とします。</p>
補助金額等	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップの実施にあたり、研修生が負担した経費の10/10以内（千円未満切捨て。上限2万円） <p>ただし、申請は一人につき年度内2回までとします。</p>
提出書類	<p>申請者は、以下の書類をインターンシップ終了後14日以内に商工労働課に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助金交付申請書兼実績報告書 ②収支決算書 ③インターンシップ研修証明書 ④振込口座確認書 ⑤学生の身分を証明する書類（学生証の写し等） ⑥補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書の写し等）
補助金の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類受領後、インターンシップ先の事業所へ実施確認を行う場合がありますのでご了承ください。 ・提出書類の内容を審査した後、提出していただいた振込口座へ補助金を振り込みます。

奨励金交付までの流れ



当該補助金の概要及び申請書兼実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

横手市インターンシップ促進支援事業補助金 HP 番号：000022041

横手市若年者等人財育成・地元定着支援事業補助金の概要

横手市内の産業の持続的発展のために、若年者の職業能力開発にかかる費用の一部を補助します。

平成 29 年 4 月 商工労働課

項 目	内 容
補助対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たしている<u>就業者又は求職者</u>が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横手市に住所をおき、将来に渡って市内に定住する意思を有する 18 歳以上 40 歳以下の者 (公務員は除く。ただし、雇用期間に定めのある公務員は対象とする) ・ 納期の到来した市税およびそれに準じるものを完納していること
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修や講習の受講に<u>直接要する経費</u> ・ 資格取得に<u>直接要する経費</u> ・ その他市長が特に必要と認める経費 <p>※業務や就業に<u>直接的に関連する</u>研修や講習の受講および資格取得で平成30年3月31日までに終了するものを対象とします。</p> <p>※国、県から同様の補助や助成等を受けているものについては、当該補助金等の対象とならない部分の経費についてのみを対象とします。</p> <p>※次に掲げる研修等については、本事業の対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接遇やマナー講習等、社会人として基礎的なスキルを取得するためのもの。 ・ 一般的な趣味や教養に関するもの等、業務や就業に直接関連が認められないもの。 ・ 普通自動車第一種免許、準中型自動車免許、普通自動二輪車免許、原動機付自転車免許 <p>※<u>資格取得や受講に係る宿泊・交通費等の間接的な経費は補助対象外とします。</u></p>
補助金額等	<p>経費の <u>1 / 2 以内</u> (千円未満端数切捨て。上限 8 万円) 但し、1 人につき年度内 1 回の交付とします。</p>
提出書類	<p>補助金交付申請書、事業計画書、税情報確認同意書類、住所・年齢が確認できる書類の写し(運転免許証・健康保険証等)、受講する研修等のパンフレット・見積書等の写し、その他市長が必要と認める書類</p>
募集期間	<p>平成 29 年 4 月 1 日から予算の範囲内で随時受付しております</p>

補助金申請から交付までの流れ

①申請	申請者⇒横手市役所商工労働課 補助金交付申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。 担当が内容を確認しますので、できるだけ直接ご持参ください。 ※受付は土、日、祝祭日を除きます。
②交付決定	横手市役所商工労働課⇒申請者 書類審査により補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。
③事業着手	補助金の交付決定を受けてから事業着手（受講）してください。 交付決定前に着手（受講）した経費は交付対象になりません。
④ 実績報告	申請者⇒横手市役所商工労働課 事業終了後、代金の支払いが完了しましたら、若年者等人財育成・地元定着支援事業補助金実績報告書に記入し、以下の必要な書類を添えて提出してください。 ○実績報告に必要な書類等 ① 収支決算書 ② 領収書等振込の内容を証明するものの写し （宛名は申請者名と一致するようにしてください） ③ 修了証及び免許証等の成果を証明するものの写し ④ その他市長が必要と認める書類
⑤補助金の交付	実績報告書の内容を審査し、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。 ※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。

当該補助金の概要及び申請書、実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

横手市若年者等人財育成・地元定着支援事業の HP 番号：000018179

横手市男性の育児休業取得促進事業奨励金の概要

横手市内の中小企業等に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合、その事業主に奨励金を交付します。これは、男性が積極的に子育てに関わることにより、働き方の見直しにつなげ、男女ともに仕事と家庭生活のよりよいバランスをとってもらうことを目的としています。

平成 29 年 4 月 商工労働課

項目	内容
対象・交付額	<ul style="list-style-type: none"> 10 日以上育児休業を取得した男性労働者を雇用する事業主に対し、30 万円を交付する。(年 1 回限り)
交付要件	<p>次に掲げる要件を全て満たしている事業所が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 横手市内に本社又は主たる事業所を置く、常用雇用者が 300 人以下の中小企業等であること(国・地方公共団体及び国、地方公共団体から一定以上の出資又は補助金を受けている法人は除く)。 「男女イキイキ職場宣言」をして秋田県と協定を締結していること。 (※注) 雇用保険の適用事業主であり、労働基準法に基づく就業規則等に育児休業制度を設けていること。 上記事業所に雇用されている横手市内に住所を有する男性労働者が、その養育する 3 歳未満の子に対して、勤務を要しない日を除いて連続する 10 日以上の子育休を取得し、職場復帰後 1 か月以上勤務していること。 市税の滞納がないこと。 <p>(※注) 未締結の事業所においては手続きが必要となりますので、次ページをご覧ください、所定の応募用紙にて手続きしてください。</p>
提出書類	<p>申請者(事業主)は、以下の書類を商工労働課に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 奨励金交付申請書兼実績報告書 雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者証の写し 育児休業に関する就業規則等の写し 育児休業申出書の写し 育児休業取得状況が確認できるもの(対象となる男性労働者の出勤簿の写し等) 市税に係る同意書 戸籍等に係る同意書(※育児休業を取得した男性労働者用)
奨励金の交付	<p>提出書類の内容を審査した後、市に債権者登録している口座へ奨励金を振り込みます。 ※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくこととなります。</p>

「男女イキイキ職場宣言」とは

秋田県では、女性も男性もイキイキと働くことができる職場づくりを進めるため、「男女イキイキ職場宣言」をして県と協定を結び、「女性の能力の活用」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」等に積極的に取り組む事業所を募集しています。

○県と協定を結ぶと・・・

- ・ 県ウェブサイト等で、事業所の取組を紹介します。
- ・ 宣言事業所紹介パンフレットに掲載し、広く県内に配付します。
- ・ 県から各種情報セミナー、研修等の場を提供します。

○対象は・・・

- ・ 県内事業所（支所・支店を含む）

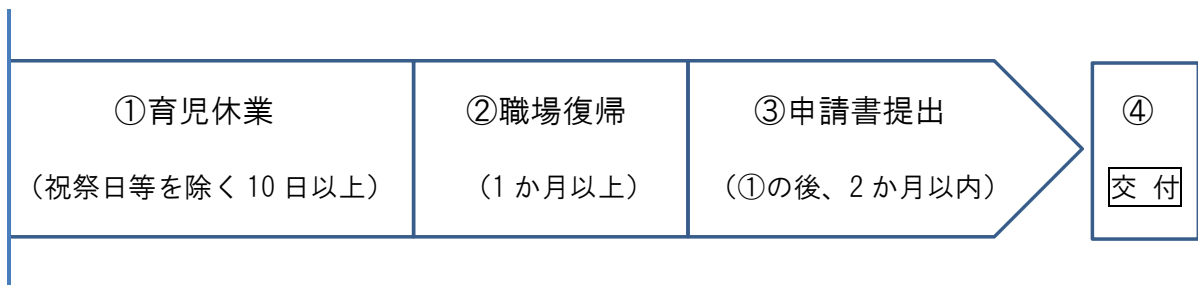
○取り組んでいただくことは

- ・ 男女共同参画推進員の設置（必須）
- ・ 女性の能力の活用（選択）
- ・ 仕事と生活の調和を進める職場環境づくり（選択）
- ・ 女性の活躍推進のための計画づくり（選択 ※従業員 300 人以下の事業所対象）
- ・ 次世代育成支援のための計画づくり（選択 ※従業員 100 人以下の事業所対象）

※以下の URL にアクセスしますと応募用紙がダウンロードできます。

<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/695>

奨励金交付までの流れ



※申請書提出期間は、育児休業後に職場復帰して1か月経過した日から1か月以内です。

当該奨励金の概要及び申請書兼実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

横手市男性の育児休業取得促進事業の HP 番号：000021181

横手市ものづくり事業化プラン開発支援補助金の概要

市内の中小企業者等が新たに挑戦する製品・技術の開発にかかる費用の一部を補助します。

平成 29 年 4 月 商工労働課

項目	内 容
補助対象者	横手市内に事業所をおく企業・中小企業者、または市内中小企業者を含む企業連携による任意の団体で市長が認める者のうち、次の要件を全て満たしていること。 ・横手市に主たる生産・事業の拠点を有する製造業、情報サービス業に属する市内事業所・企業等 ・納期の到来した市税を完納している者
補助対象となる製品等	中小企業者等が開発した新製品等（完成品、部品および技術開発）で、自社で独自に開発するもの。または、既存の製品とは異なり、著しく性能・品質および使用価値の向上が見込まれる製品を自社で開発するもので、3年以内に完成するもの。 ※食品・医薬品など、品質および使用価値の向上を客観的に測ることができないものは対象外とします。
補助対象期間	平成32年3月31日まで 複数年度にわたる事業についても対象となります。（最長3年間まで） ※ただし、申請は毎年度行っていただきます。
対象経費等	① 原材料及び副資材の購入に要する経費 開発製品、技術等の構成部品、開発等の実施に直接使用し消費される原料、材料及び副資材費の購入に要する経費 ② 機械装置、工具又は機器の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 当該製品開発に要した機械装置の購入等の経費（市内生産拠点に設置したもののみ対象。） 当該製品開発に要した機械装置の自社で制作する場合の部品購入等に要する経費 ③ 工業所有権の導入、出願等に要する経費 開発した製品の特許・実用新案・意匠権等の出願に要する経費 ④ 外注に要する経費 外注費は自社内で不可能な当該製品等の開発の一部について外部の事業者等に外注する場合の経費で、その外注先が市内の製造業に発注した場合、補助対象経費の全額、市外の製造業に発注した場合、補助対象経費に該当する経費の50%を助成対象とします。 ⑤ その他市長が特に必要と認める経費 ※但し、量産に要する経費を除きます。人件費、旅費等は対象となりません。 ※②については、補助金総額の1/2以内とする。
補助金額等	補助対象経費の10/10以内 今年度完成する場合、もしくは、複数年申請となる場合の初年度においては、上限1,000万円とする。複数年申請の場合、翌年度、翌々年度の補助上限額は、それぞれ500万円とする。
提出書類	事業申請書、事業概要書、定款、収支決算報告書（直近2カ年度分）、市税納税証明書、その他市長が必要と認める書類
募集期限	募集期限：平成29年6月30日（金）
その他	以下の場合、補助金の返還の対象となります。 ① 本事業の成果物を一定の期間を経ずに第三者に譲渡した場合。 ② 特別な理由なく製品等の製造拠点を市外へ移管した場合。

補助金申請から交付までの流れ

①事前相談	申請者⇒横手市役所商工労働課 申請前に事前相談をお願いします。担当が必要に応じて現地調査を行います。 ※受付は土、日、祝祭日を除きます
②応募	申請者⇒横手市役所商工労働課 事業計画書に記入し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 ※受付は土、日、祝祭日を除きます
③1 次審査 (書類審査)	横手市役所商工労働課⇒申請者 書類審査を行い、結果を申請者に通知いたします。
④2 次審査 (プレゼン テーション)	申請者⇒横手市役所商工労働課 審査会にてプレゼンテーションを行っていただき、補助対象事業の可否を決定します。申請者には書面にて結果通知いたします。
⑤交付申請	申請者⇒横手市役所商工労働課 補助金交付申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 ※受付は土、日、祝祭日を除きます。
⑥交付決定	横手市役所商工労働課⇒申請者 補助金の交付を決定し、申請者に通知いたします。
⑦実績報告	申請者⇒横手市役所商工労働課 事業終了後、代金の支払いが済みましたら、横手市ものづくり事業化プラン開発支援事業補助金実績報告書に記入し、以下の必要な書類を添えて提出してください。 ○実績報告に必要な書類等 ①収支決算書 ②領収書等振込の内容を証明するものの写し（宛名は申請者名と一致するようにしてください） ③機械機器等の写真および生産拠点に設置した写真 ④カタログおよび開発した新製品の写真や図面 ⑤その他市長が必要と認める書類。
⑧補助金の 交付	実績報告書の内容を審査し、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。 ※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。

当該補助金の概要及び事業計画書、申請書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

横手市ものづくり事業化プラン開発支援事業の HP 番号：000020039

横手市中小企業活性化支援事業 (課題等解決支援事業) の概要

市内中小企業者等の技術の向上及び新事業展開及び経営の健全化等の取り組みを支援するため、専門家の受け入れに要する費用の一部を助成し、課題解決、技術力及び経営力の向上等に資することを目的とし地域産業振興の活性化を図ります。

平成 29 年 4 月 商工労働課

項 目	内 容
補助対象者	<p>横手市内に事業所をおく中小企業者、又は市内中小企業者を含む企業連携による任意の団体で市長が認める者の内、次の要件を全て満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横手市に主たる事業所を有し、事業活動を行っている中小企業者等 ・納期の到来した市税を完納している者
補助対象事業	<p>次に掲げる内容に対し必要な助言等を行う専門家の受け入れに要する費用を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新製品、新技術開発に関すること ・加工技術及び設計技術に関すること ・生産管理及び国際規格の認証に関すること ・経営戦略、ビジネス化及び販路開拓に関すること ・前号に掲げるもののほか、市内中小企業者等の技術力及び経営力向上に関すること <p><u>※国、県その他における同内容の補助、助成等を受けたものは対象外とします。</u></p>
対象経費等	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー等の契約による謝金 ・アドバイザー等の移動に要する経費 (基本経費のみとし、グリーン車等の利用料、宿泊に関する経費は除く。) <p>※交付決定日以後、平成30年3月31日までに掛かる経費を対象とします。</p>
補助金額等	<p>補助対象経費の1/3以内(千円未満端数切捨て。上限30万円)</p> <p>但し、申請は1年度中に1企業1回とし、当市の他の補助金との併給は認めません。</p>
提出書類	<p>事業計画書、補助金交付申請書、収支計画書、専門家との事業内容のわかるもの、専門家の移動に要する経費の明細、専門家の経歴書、市税納税証明書、その他市長が必要と認める書類</p>
募集期間	<p>平成29年4月1日から予算の範囲内で随時受け付けしております。</p>

補助金申請から交付までの流れ

① 申請	申請者⇒横手市役所商工労働課 事業計画書に記入し、必要書類を添えて提出してください。 担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 ※受付は土、日、祝祭日を除きます
② 交付決定	横手市役所商工労働課⇒申請者 書類審査にて補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。
③ 事業実施	補助金の交付決定を受けてから事業着手してください。 交付決定前に着手したのものにつきましては交付対象になりません。
④ 実績報告	申請者⇒横手市役所商工労働課 事業終了後、代金の支払いが済みましたら、中小企業活性化支援事業（課題等解決支援事業）補助金実績報告書に記入し、以下の必要な書類を添えて提出してください。 ○実績報告に必要な書類等 ① 収支決算書 ② 領収書等振込の内容を証明するものの写し ③ その他市長が必要と認める書類。
⑤ 補助金の交付	実績報告書の内容を審査した後、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。 ※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。

当該補助金の概要及び申請書、事業計画書、実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

横手市中小企業活性化支援事業(課題等解決支援事業)の HP 番号：000001981

横手市中小企業活性化支援事業 (販路拡大支援事業) の概要

市内中小企業者等が、国内外の商談を目的とした展示会・見本市などへ出展するために要する費用の一部を助成することにより、地域産業振興の活性化を図ります。

平成 29 年 4 月 商工労働課

項 目	内 容
補助対象者	横手市内に事業所をおく中小企業者、又は市内中小企業者を含む企業連携による任意の団体で市長が認める者の内、次の要件を全て満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・横手市に主たる事業所を有し、事業活動を行っている中小企業者等 ・自社開発商品（完成品・部品及び開発技術）の販路拡大を行う者 ・納期の到来した市税を完納している者
補助対象となる展示会等	国内外で開催される展示会・見本市等で、概ね 50 ブース以上の規模のもの。 【時期】 <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定日以降から平成 30 年 3 月 31 日までに開催されるもの。 但し、申請者または申請者の属するグループで開催する展示会等は対象外となります。 同一市内中小企業等に対し年間 1 回を限度とし、同一展示会へ出展する場合の申請は 3 回までとします。
対象経費等	<ul style="list-style-type: none"> ・出展料 ・装飾、工事費、備品質借料等会場の設営費 ・出展物の搬送費 ・出展のための交通費（ガソリン代は除きます） ※宿泊費、出展の際の人件費は対象となりません。 ※交通費と宿泊費が一体となっているパック等を利用する場合の交通費は、最も経済的な通常の方法により旅行した場合の旅費とパック料金を比較し、低い金額のほうを対象経費とみなします。 ※出展物の搬送費のみの申請は対象外とします。販路拡大のための商談を目的とした事業を対象とします。
補助金額等	補助対象経費の 1 / 2 以内（千円未満端数切捨て。上限 30 万円） ※但し、国、県等の助成を受けている場合は、補助対象経費からその分を差し引いた残額の 1 / 3 以内とします。 なお、申請は 1 年度中に 1 企業 1 回とし、当市の他の補助金との併給は認められません。
提出書類	補助金交付申請書、事業計画書、収支計画書、見積書、展示会等出展申込書の写し、展示会の内容がわかる資料、販売する商品のパンフレット、納税証明書 ※その他市長が必要と認める書類
募集期間	平成 29 年 4 月 1 日から予算の範囲内で随時受け付けしております。

補助金申請から交付までの流れ

① 申請	申請者⇒横手市役所商工労働課 事業計画書に記入し、必要書類を添えて提出してください。 担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 ※受付は土、日、祝祭日を除きます
② 交付決定	横手市役所商工労働課⇒申請者 書類審査にて補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。
③ 事業着手	補助金の交付決定を受けてから事業着手してください。 ※交付決定前に着手したのものにつきましては交付対象になりません。
④ 実績報告	申請者⇒横手市役所商工労働課 事業終了後、代金の支払いが済みましたら、中小企業活性化支援事業（販路拡大支援事業）実績報告書に記入し、以下の必要な書類を添えて提出してください。 ○実績報告に必要な書類等 ① 収支決算書 ② 領収書等振込の内容を証明するものの写し ③ 展示会の写真等 ④ その他市長が必要と認める書類。
⑤ 補助金の交付	実績報告書の内容を審査した後、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。 ※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。

当該補助金の概要及び申請書、事業計画書、実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

横手市中小企業活性化支援事業(販路拡大支援事業)の HP 番号：000001976

横手市新商品生産による新事業分野開拓者認定事業の概要

新規性の高い優れた新商品の開発、生産、販売により新たな事業分野の開拓に取り組む市内中小企業者を「新事業分野開拓者」として認定することで、認定を契機とした様々な相乗効果により、地域経済の振興を図ります。

平成 29 年 4 月 商工労働課

項目	内容
申請要件	<p>次に掲げる要件を全て満たしている中小企業者が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であること ・ 市内に本社又は主たる事業所を有するものであって、市内において対象となる商品を生産し又は開発したもので、かつ、販売の権利を有しているものであること ・ 認定に係る商品が市の関係機関において使用している物品の範囲内（サービス提供等の役務・医薬品・食品は対象外）であること ・ 本社又は主たる事業所に市税の滞納がない者であること
認定のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新商品を市のホームページ等に掲載し PR しますので、社会的認知度の向上を図ることができます。 ・ 市が新商品を導入しようとする場合は、入札制度によらない随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号）で調達が可能となり、販売実績作りと売り上げの増加が見込まれます。※ただし、認定自体が購入を担保するものではありませんのでご注意ください。
提出書類	<p>申請者は、「横手市新商品生産による新事業分野開拓者認定申請書」と以下の添付書類を商工労働課に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実施計画書 ② 定款及び登記簿謄本（法人の場合） ③ 直近 2 営業期間の財務諸表 ④ 本社又は主たる事業所の市税を滞納していないことの証明書 ⑤ 新商品に関する資料 ⑥ その他市長が必要と認める書類
受付期間	平成 29 年 4 月 3 日（月）から 7 月 31 日（月）まで
その他	平成 28 年度は 2 社 2 製品を認定しています。

申請から認定までの流れ

①申請	申請者⇒横手市役所商工労働課 認定申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。 担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 受付は土、日、祝祭日を除きます。
②審査会	横手市役所商工労働課⇒申請者 認定審査会を開催し、その席上で商品に関するプレゼンテーションを行っていただきます。 その後、認定の可否を決定し、申請者に通知いたします。
③公開	横手市は、認定を受けた事業者及び新商品について市ホームページ等で広く周知し、商品の調達に当たっては当該商品を優先的に調達するよう努めます。
④その他	横手市は、必要があると認めたときは、実施計画の実施状況等について報告を求めたり、調査を行ったりする場合があります。

当該補助金の概要及び申請書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

新商品生産による新事業分野開拓者認定事業の HP 番号：000020003

IT・ソフトウェア関連企業立地優遇制度助成金

～横手市はIT・ソフトウェア関連産業の皆様を応援します！～

全国トップクラスの
優遇制度

目的・背景

地理的・気候的な制約が少なく、更なる成長が望めるIT・ソフトウェア関連産業の立地を積極的に推進するため、全国トップクラスの優遇制度を創設しました。

なお、新規に設立した法人や、既存事業の拡大をする市内法人による利用も可能です。

対象・要件

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、BPOサービス業などの業種(詳細は裏面に記載)で、新規立地又は既存事業の拡大を行い、かつ3名以上の新規正規雇用(一年以上の雇用継続確認後の申請になります。)を行った法人が対象となります。

優遇制度の内容



項目	助成金の額	上限	年数
ア)雇用に関わる経費の助成	定額 ※新規常用雇用者(市内在住者)に限ります、1年以上の雇用継続が必要です。	30万円/人	1回限り
イ)従業員家賃負担の助成	定額 ※家賃助成をする企業への助成(市外から転入者に関わる経費に限ります。)	15,000円/人・月 又は会社負担額のうち少ない額	要件適用後 2年間
ウ)事務所取得経費の助成	建物取得費用の30% (市内の建物に限ります。)	1,500万円	3年以内 1件限り
エ)事務所賃借料の助成	賃借費用の30%	5,000円/坪・月 300万円/年	要件適用後 5年間
オ)通信経費の助成	通信利用料金の50%	200万円/年	要件適用後 5年間

お問合せ先

横手市ウェブサイトの情報を探す

000019644

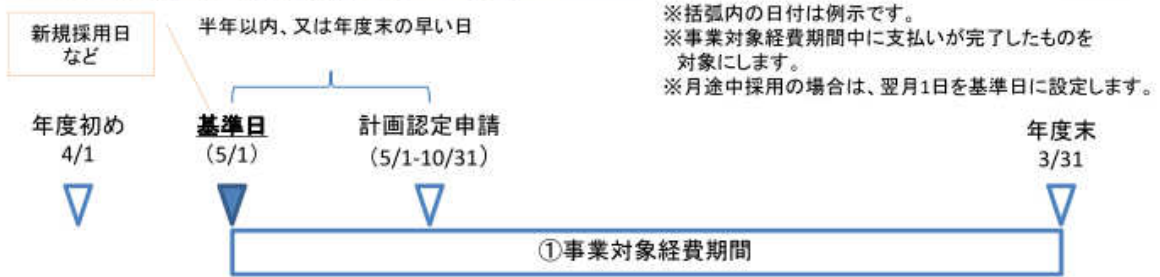
検索

横手市役所商工観光部企業誘致室 電話0182-32-2116 FAX0182-32-4021

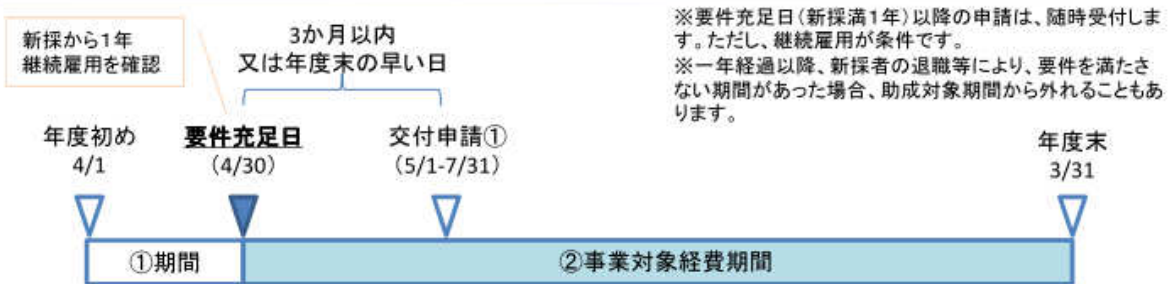
〒013-8502 秋田県横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局1階

E-mail: kigyoyuchi@city.yokote.lg.jp

■新規採用初年度(認定申請を行います。)



■2年目(1回目の交付申請を行います。)



■3年目(2回目の交付申請を行います。)



＝次年度以降省略＝

■対象業種一覧

※次の業種のうち、市長が認めた法人に限ります。

業 種	業種一覧(数字は、H25.10日本標準産業分類の分類番号)
1.ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業	39情報サービス業
2.インターネット付随サービス業	40インターネット付随サービス業
3.コールセンター	アウトバウンド型：99他に分類されない事業サービス業 インバウンド型：37通信業、40インターネット付随サービス業、61無店舗小売業、62共同組織金融業、64貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、66補助的金融業等、67保険業、95債権管理回収業
4.BPOオフィス	37通信業、39情報サービス業、40インターネット付随サービス、64貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、67保険業、929他に分類されない事業サービス業、その他事務請負業
5.データセンター	37通信業、39情報サービス業
6.製造業等に関わる設計開発関連業	71学術・開発研究機関、74技術サービス業(その他に分類されるもの)、その他
7.デジタルコンテンツ業	41映像等情報制作業(4122ラジオ番組制作業及び413新聞業を除く)、726デザイン業

横手市企業振興条例の助成金・奨励金

1. 対象業種

製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、
電気業（発電所）、ガス業（ガス製造工場）
研究施設、コールセンター、データセンター、情報サービス業

2. 適用条件

共通要件		生産設備を構成する 減価償却資産の合計取得額		2,000万円を超える	
業種 こと 要件	道路貨物運送業、 倉庫業、こん包業、 卸売業	新規の 常勤雇用者（※）	新設、増設		10人以上
	上記以外業種		新設	5人以上	増設

※常勤雇用者：期間の定めのない常勤の雇用契約を結んだ従業員（臨時やパートタイマー除く）

3. 支援内容

項目	内容		備考
1) 固定資産税免除	土地	5年間	・土地取得により1年以内に工場棟の建設に着手した場合（工場敷地分に限る） ・直接、生産に関するものに限る
	機械装置、建物		
2) 用地取得助成金	1haを超えた分 1haまで	40% 30%	・限度額 1億円 （工業団地以外の用地の場合は雇用要件に2名以上を加算、1平方メートル当たりの単価上限6,750円）
3) 環境整備推進奨励金	環境対策費	30%	・限度額 500万円 ・指定より3ヶ年のうち1回限り
4) 雪対策奨励金	除雪機器 購入等経費	50%	・限度額 500万円 ・指定より3ヶ年のうち1回限り ・限度額 300万円/年 ・指定より3年間
	融雪経費、 除雪委託費等		
5) 雇用奨励金	30万円/人		・期間の定めのない常用雇用 （パート等からの処遇改善も対象とする） ・対象者は横手市民に限る ・指定より3年間

貴社が出展する展示会で横手市をPRしてみませんか？

000019723

検索

事業の概要

販促費の削減

イメージアップ戦略

貴社が出展する展示会等で、横手市の工業団地や優遇制度、観光などを一緒にPRしていただける企業に対し、コンベンションバックやパンフレット等の提供や、出展費用【出展料、送料、旅費、ノベルティ(販促品)等】の補助を行います。

また、自治体との連携をアピールできますので、貴社にとりましても経費削減のほか、イメージアップにもつながることと存じます。

さらに、市職員の派遣(費用は市負担)を行うことも可能ですので、お早めにご相談ください。

支援の内容

■提供品

コンベンションバック、パンフレットなど

■補助

出展料、送料、交通費、宿泊費、ノベルティなどの費用の1/3以内

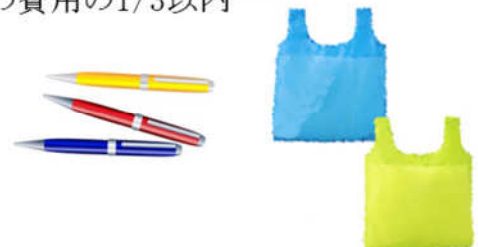
■その他

※ご希望により市職員の派遣を行います。

※申請は随時受付いたします。

※予算の範囲内で当事業を行います。

※申請内容について、市が本事業の趣旨に反すると判断した場合は、お断りさせていただきます場合があります。



お問い合わせ

〒013-8502 秋田県横手市旭川一丁目3-41 横手市商工観光部企業誘致室

電話 0182-32-2116

E-mail: kigyoyuchi@city.yokote.lg.jp

【お問い合わせ先】

横手市 商工観光部 商工労働課・企業誘致室

〒013-8502

横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局内

TEL : 0182-32-2115

FAX : 0182-32-4021

URL : <http://www.city.yokote.lg.jp/>